

米国産生鮮ばれいしょの輸入解禁要請に対し慎重な対応を求める意見書（案）

ばれいしょは、生食、加工、でん粉原料など幅広い用途に利用され、国民生活や食品産業を支える重要な農産物である。また、北海道では畑作の輪作体系に組み込まれ、農業経営上重要な位置を占めるとともに、全国各地の産地において地域農業を支える役割を果たしている。

ばれいしょは病虫害等に弱いため、我が国では生鮮ばれいしょの輸入に通常厳格な検疫措置を課している。一方、国内生産量は減少傾向にあり、国産では需要を賄えない状況も生じていることから、米国産ばれいしょについては、ポテトチップ用に限り、一定の条件の下で輸入が認められている。

しかし、現在、米国からは生食用を含む一般流通用の輸入解禁要請がなされており、農林水産省はジャガイモシロシストセンチュウ等21種類の病虫害に対するリスク管理措置などについて協議を進めている。

これらの病虫害には、土壌中で長期間生存し、侵入後の根絶やまん延防止が困難なものが含まれる。また、一般流通用は広く消費者に販売されるため、加工用と同様の流通管理は困難であり、ひとたび病虫害が農地に侵入すれば、防除対応や作付制限等により、産地に長期的な影響が及ぶおそれがある。

そのため、輸入解禁要請への対応に当たっては、植物防疫上の安全性の確保を最優先とし、最新の科学的知見に基づき慎重に判断するとともに、影響を受ける産地関係者の意見を十分に踏まえる必要がある。

よって、国においては、下記の事項について、格別の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 米国産生鮮ばれいしょの輸入に伴う病虫害の侵入リスク及び国内農業への影響について、最新の科学的知見に基づく厳格なリスク評価を行い、安全性が十分に確認されない限り、輸入解禁を行わないこと。
- 2 リスク評価及びリスク管理措置案、米国における実施体制等の情報を随時公表し、生産者、地方公共団体、農業団体等の関係者に十分な説明を行うこと。また、関係者の意見を踏まえ、米国での生産・輸出から輸入後の流通・販売に至る各段階のリスク管理措置の実効性を慎重に検証すること。
- 3 輸入解禁が国内のばれいしょの需給、価格、生産及び地域農業に及ぼす影響を十分に検証するとともに、輸入に依存せず国内需要を賄えるよう、国産ばれいしょの生産基盤の維持・強化に必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月16日